

ひろげられた。あまりの激しさに、県当局は警部長を藤沢警察署に派遣し、両派の幹部を召喚し、双方の武器を警察が一時預かることになったが、約束はたいした効果もあげず、当の藤沢町でも投票日まで紛争が繰り返された。

第五十四表で明らかのように自由党の組織力が勝り、全員当選となった。票数をみると、当選も次点も、両派ともに見事に票割りされ、いかに激しい徹底的な選挙であったかを物語っていた。

ところで、この選挙で新しい傾向が現れていた。改進黨の配布した檄文（『茅ヶ崎市史』）は、現在の県会には県民の県会ではなく、自由党の県会になっているので、我々が県会に出て、県治の改良を図らなければならぬと強調していた。檄文はその理由として、郡部会における予算配分問題を取り上げ、神奈川県自由党の根拠地三多摩郡と他の十二郡とのそれまでの県治上の取り扱い方を九二年度の土木費の例を上げて、いかに三多摩郡に有利に配分されてきたかを強調し、三多摩郡の東京府編入の正当性を弁護し、反自由党感情を掘り起こそうとしていた。ここには地方の利害を選挙運動の前面に押し出すことによって、選挙民の関心を引きつけようとする露骨な意図が示され、対権力との関係で自らの正当性を誇示してきた選挙干渉時点の民党対藩閥官僚という図式はみごとに消失していた。これは流血騒ぎで特徴づけられたこの選挙のもう一つの特徴であった。

第五節 三多摩の東京府移管

一 三多摩郡移管の歴史的経緯

多摩三郡移管 西、北、南三多摩郡の東京府への移管を内容とする「東京府神奈川県境域変更に関する法律案」（以下境域変更のたてまえ 更法案とする）が衆議院へ提出されたのは、一八九三（明治二十六年）二月十八日、第四回帝国議会（一八九二

年十一月二十五日—九三年三月一日）の会期末であった。

本章第三節で明らかかなように町村合併においてさえ郡域を含む場合は一切それを承認しなかった政府の方針からしていかにも唐突な法案提出であった。

法案は六か条からなっており、第一条は多摩三郡の移管、第二条以下は移管後の衆議院議員選挙等に関する規定であった。

この法案提出の表向きの理由を、政府委員内務省県治局長大森鐘一の提案説明と東京府が作成した「神奈川県下西北南多摩ノ三郡ヲ東京府管轄ニ更替スルノ要領」（資料編11近代・現代(1)一五〇 以下「要領」とする）とから検討することしよう。両者とも移管の大前提として「帝都」の水道事業推進を唱っていた。その各論として、水源涵養かんようと水質の保全のための監督取締、南多摩編入理由・三多摩郡民の負担問題等を位置づけていた。

「要領」は、維新以後輪伐法を無視した濫伐によって「近年減水甚シク、独り定量ヲ得難キノミナラズ、明治二十一年二月ノ如キハ多摩川本流ニシテ僅々百八十立方尺即チ上水平量ノ半ハニモ及バザリシコトアリ」と暗に神奈川県の水源涵養に対す

る無策を指摘し、今後一層東京市の人口の増加、工場の建設で上水使用量の増加が見込まれ、水源涵養林の保護育成が必要であることを強調した。

また、水質汚濁の例として、一八八六（明治十九）年のコレラ流行の際、西多摩郡長淵村（羽村堰の上手）でコレラ患者の汚穢物を川で洗濯した事件を取り上げ、神奈川県の上流域取締の不充分さを暗に指摘し、下水の河川流入防止、その他水質汚濁防止に必要な諸対策の実行上東京府への移管は不可避であるとした。これらの理由は東京府市部の行政上の説明としては一応筋が通っているが、これが通るのは西・北両多摩郡のみである。南多摩郡の移管理由には東京府の行政上の要請は全くなかった。大森県治局長は、その提案理由において、南多摩郡が西・北両多摩郡と異なり「玉川ノ川治」とは関係がないと前置きしながら、中古以来数百年現在の東・西・北・南四多摩郡は一郡であり、一八七八（明治十一）年郡区町村編制法の施行にもない、行政上の必要から四郡にわかれたにすぎず、今日においても密接な利害関係で結ばれており、地形上においても、交通上（甲武鉄道新宿―八王子間一八八九年八月開通）においても、東京府に移管することが自然である。南多摩郡だけを切り離すことは断じて出来ない」と説明した。また、「要領」も同様に地域経済の一体性から南多摩郡編入の正当性を主張していた。また、両者ともに移管にとまらぬ郡民の負担についてその増減がないとしていた。以上の理由からわかるように、一つは行政上の理由から、一つは地域の一体性から、三郡移管の正当性を説明していた。しかし、それにしても市制町村制施行においては最低限地域住民の意志がなんらかの形で問われていたのに対し、この法案の場合、その点が一切欠落していた。こうしたところこの法案の政治的性格があらわれていた。

ところでこの法案が提出されるまでには種々の経過があった。そこでその歴史的な経緯をまず検討することにしよう。

三多摩郡移 管の端緒

東京府知事大久保一翁が、大蔵省事務総裁参議大隈重信にあてて、玉川上水流域諸村の東京府移管を願い出したのは明治六年六月であった。これが上水の汚濁防止を理由とする多摩郡移管に関する最初の事件であった。しかしこれは政府の取り上げるところとならなかった。多摩郡が神奈川県管轄となったのは、一地方行政上の理由からではなかった。明治四年十一月、神奈川県は大蔵省あての伺の中で、一 本県は開港場があるため、他府県と異なり、条約上開港場十里部内は外国人の遊歩地域であること、二 とくに藪・生糸の集散地武州多摩郡八王子宿、原町田村近傍は日常的に外国人が遊歩する地域であること、三 したがって管轄が異なった場合、緊急事態に迅速な対応処置がとれず「皇国ノ御政体」に係わる事件が発生する恐れがあること等々を述べ多摩郡の神奈川県管轄を上申した。そしてこの理由が「事情不得止」として政府の承認するところとなったのである（『太政類典』第二編第九五巻、資料編11近代・現代(1)）。幕末以来外国人の殺傷事件はその都度外交上の危機をもたらしてきた。こうした事情が多摩郡管轄にも影を落としていた。明治六年といえば士族の不穏な動きが伝えられていた時期であり、東京府の上水汚濁防止という地方行政上の要請は、外交上の理由によって後影へ押しやられたのである。

その後、東京府が三多摩郡の管轄をめぐって動き出すのは一八八一（明治十四）年に至ってからであった。同年十一月、東京府知事松田道之は内務卿山田顕義にあてて、上水の左右十数尺の土地の東京府への移管を上申した。神奈川県もこれで合意し、翌一八八二年一月に認可され、これが三多摩移管の端緒となった。一八八六（明治十九）年に至り、高崎府知事と警視総監連名で、西・北二多摩郡の管轄換えを内務大臣に上申した。理由は上水の汚濁取締のためであり、南多摩郡は除外されていた。この上申は政府の承認するところとならなかったが、この年以降、上水の汚濁防止および水源涵養上、東京府が積極的に管轄換えの運動を推進する動機となる事件が発生した。

一つは夏から秋にかけて猛威を振るったコレラの全国的流行であった。とくに西多摩郡羽村堰の上手にある長淵村でコレラ患者の汚穢物を多摩川で洗濯した事件は東京府のみならず政府をあわてさせた。宮中も玉川上水を使用している関係上、宮内省もこれを重視し、宮内次官吉井友実は内務次官芳川顯正へ、地方官は上水の取締を嚴重にするようにとの申し入れを行った。内務省は警視庁に調査報告を求めた結果、実際は上水とは関係のない支流であった。政府は神奈川県知事沖守固に上水沿岸の嚴重取締を訓令した。神奈川県は巡查を増員し、所属詰員と共に上水路及び上水からおよそ二里余の上流までを一定の区画に分け、それぞれ受け持ちを定め、昼夜巡視をすることとしその旨内務大臣に上申した。

もう一つは水源涵養林保護の問題であった。すでに政府は一八八二（明治十五）年二月太政官布達第三号で水源涵養、土砂止等に害がある場合は民有林の伐採を禁止していた。神奈川県も一八八七（明治二十）年五月県令第二六号で西多摩郡大久野村外十六か村における四百二十か所二千六百九十町余を水源涵養林に指定し、樹木の伐採及び土地の掘鑿を禁止し、やむをえない事情がある場合は県の認可を受けることとした。違反者は一日以上三日以下の拘留又は二十錢以上二十五錢以下の科料に処されることとなった。ところが一八九一（明治二十四）年に至り、神奈川県は西多摩郡民の要求を入れ、水源涵養林指定地域を再調査し、八月元神奈川県令であった農商務大臣陸奥宗光に伺の上、その認可を得て、十一月県令第二八号により指定を解除したのである。東京府に一言も相談せずにこの挙に及んだことは、東京府を強く刺激するところとなった。ちようどこの時期は市区改正委員会による東京市の水道改良事業計画が本格化した時であった。コレラ事件および水源涵養林指定解除事件は、いよいよ東京府の西・北二多摩郡の移管要求を強くなさせめた。しかも明治初年と異なるのは、帝国憲法が發布され議会の開設、市制町村制の施行による地方行政機構の整備等、国家機構の確立は、「帝都」東京の国政上の位置をいやが上にも高かった。上水問題は単に一地方行政機構上の問題ではなくなりつつあった。しかし、東京府側の要求だけでは実現しなかった。

一つは郡民の運動といま一つは神奈川県当局の同意が必要であった。

北多摩正義派の移管運動

四節ですで見たとように吉野泰三、内野左衛門、比留間雄亮らが「郡の公益」実現をとなえて北多摩正義派を結成したのは一八八九（明治二十二年）九月であった。このときすでに比留間雄亮は三多摩郡の東京府移管を実現すべく、さかんに「読売新聞」の高田早苗や「東京日日新聞」の関直彦を訪問していた。「今日日报社に至り関直彦氏に面会いたし、三多摩郡をして管轄替之事、文案之義申入レタルに、同氏曰く……地形を見るに全く然りと、何れにも尽力すべければ利害の点を調ぶるが専要なりと……」と雄亮は八月二十二日の日記にしている（朝日新聞東京本社社会部『多摩の百年』上）。こうした移管への働きかけは一八九〇年北多摩郡の多摩川沿岸町村を中心とした二町九村三十八名連署による「北・西多摩郡管轄替建白」に結実していった（『府中市史』下第五編第四節）。彼等が移管を主張する最大の論拠は甲武鉄道の開通であった。建白は言う「此便路ノ開ケ候上ハ依然神奈川県ノ下ニ属スルハ益々不便ヲ加ヘ、東京府ノ管轄ニ属スルハ益々便利ヲ添ヘ此管轄替ヘハ官民双方ノ為メ至大ナル便益ト存シ候」と。幕末以来、甲信地方の藪や生糸は人馬によって八王子へ集荷され、神奈川（横浜）街道を経て横浜に至った。八王子や町田などの経済や文化は横浜の方が密接であり、「外国人遊歩地域」として神奈川県管轄となった。しかし、北多摩はもともと東京圏に属していた。甲武鉄道の開通は北多摩郡民の編入運動をつよく刺激した。一八八九年八月立川―八王子間が開通し、新宿―八王子間は日に四往復、うち一本は新橋直通であり、所要時間は一時間五十五分であった。

こうした条件と南多摩を中心とする三多摩の旧民権派に対する反発とが、彼等を移管運動にかりたてたのである。こうした下からの移管運動だけでは三多摩移管の条件をみたくことにはならなかった。神奈川県と東京府との移管に関する共通理解が必要であった。先に述べたように神奈川県の水源涵養林指定解除にみられた自己の行政区域の利益を優先する行政施策が変更

されなければならなかった。

二 内海神奈川県知事内申の役割

東京府知事および
警視總監の上申 行政当局側の障害が取り除かれる契機となったのは皮肉にも一八九二（明治二十五）年二月の衆議院議員選挙における選挙干渉であった。二月以降三多摩の自由党が中心となり、この選挙干渉に関する責任

を追求し、執拗に内海知事の罷免を要求し続けていたことは既に四節で述べた。こうした事情が東京府知事と神奈川県知事との三多摩郡移管に関する積極的合意を成り立たしめたのである。

この年の九月二十日東京府知事富田鉄之助は三多摩郡の東京府への移管を内務大臣井上馨に上申しした。その内容は本節冒頭でのべた「要領」とほぼ同様であった。この上申書で初めて東京府の要請として南多摩郡が含まれ、一八八六年の西・北二多摩郡の移管要請とその趣を異にしていた。この府知事の上申と時を同じくして、警視總監園田安賢は三多摩郡の移管を上申しした。園田はこの上申書の中で「今此ノ南多摩ニ至リテハ是等（玉川上水水源及通路）重キ事由ノ存スルニ非スシテ、警察事務上ノ不便ハ固ヨリ、治獄ノ点ニ於テモ亦幾多ノ困難ヲ来スベク、小官ニ於テハ敢テ其移更ヲ希フノ意、夫ノ西北多摩郡ノ如ク切ナラズ」（資料編11近代・現代(1)一五〇）と述べ積極的に南多摩郡の移管には賛成していなかった。ただ、東京府知事の要請で三郡移管に同意したと述べていた。

内海知事の内申

東京府の行政上の要請にも積極的な理由がなく、また、警察行政にあってはかえって障害と認識されていた南多摩郡が他二郡と共に移管に組み入れられたのは、内海神奈川県知事の東京府への積極的な建言に基

づいていた。富田府知事の上申書の文末にも「神奈川県知事ト事務上其他實際上ノ便否等屢々熟議候」(資料編11近代・現代(1)一五一)とあることがそれを示しているし、内海県知事の内申が一層その事実を物語っている。内申は南多摩郡の移管に関して次のように述べている。

元来多摩郡ハ非常大郡ナリシモ、後ニ之ヲ四分シ、現今西南北三郡ハ神奈川県ニ属シ、東ノ一郡東京府ニ属セリ、而シテ上水線路西北東三郡ヲ連貫シ南一郡ハ之ニ関セザルガ如シト雖モ多摩川本流ハ南多摩ノ境界ヲ為シ治水ノ關係上離スベカラザルノ地勢ナルハ勿論、風俗人情等ヲ同フシ、且從來互ニ結托シ居ルノ実況ニ付西北二郡ヲ東京府ニ属シ南一郡ノミ管轄ヲ略ニスル如キハ民意ニ適セザル義ニシテ、殊ニ三郡ヲ以テ一ノ衆議員選挙区ニ定メアルニヨリ、是等事情ヨリシテ南多摩郡ノ義モ西北多摩ト併セテ同ク一管轄ノ下ニ帰セシムル方至当ノ処分ト被存候(資料編11近代・現代(1)一五三)

多摩川本流が境界をなし、その治水を問題とするならば橋樹郡の方が一層重要であった。後年この地域の治水問題で神奈川県と東京府の利害が対立した事例は、有吉堤として永く県民の記憶に残っている。民意を一度も確かめたこともないのに「民意ニ適セザル」と評することは詭弁も甚しく、選挙区にしても行政上の積極的な理由になっていない。さらにこの内申の驚くべきことは三多摩郡の、なかでも神奈川県最大の都市八王子を中心とする南多摩郡の県行財政上に占める役割に関して全くふれていないことである。こうした県知事の態度は西・北二多摩郡移管理由にも一貫していた。内申は羽村の用水取入口工事の事例を上げ、この工事の際、田畑用水に必要な水量が多く上水堀に吸入され、洪水の時にかぎって放流し、郡民が損害を蒙ったが、こうしたことは東京府移管で「幾分子防」できると述べている。それまで神奈川県は三多摩郡民の利益を一義的に取り上げ、上水問題を無視した水源涵養林指定解除に示されるような処置をとってきた。しかし上水問題に係わる郡民の利益は神奈川県行政という「たて」があつて初めて幾分か守られてきたのであつて、東京府管轄となるとかえつて直接的に上水優先策がとられることは充分に予測できることであつた。単に行政の縄張り争いではなく、地域住民の利益尊重の上に立ち、上

水問題の解決策を提起するのが、たとえ移管に賛成するにせよ県知事のとるべき態度であろう。

これらの上申を受けて、この年の十二月一日内務省県治局長大森鍾一は玉川上水の起源概略等九か条の項目を上げ、内密にその調査報告を東京府に命じた。この調査報告をまっして三多摩郡移管の法律案が作成され、第四回帝國議會へ提出されたのである。

三 賛成反対両派の動靜

自由改進黨の動靜

一八九二（明治二十五）年十一月召集された第四回帝國議會に対し、星亨が実権を握る自由党は「積極手段」即ち軍備擴張の承認、資本家、地主がともに利益を受ける鉄道敷設、航路擴張、産業育成及び土木治水に対する国庫補助要求に積極的に対処する方針を掲げ、第二次伊藤内閣との妥協の方向を打ち出した。しかし政府の對議會方針は地価修正の実現、治水事業費の増額を打ち出したが、一方で酒税・煙草税・所得税の増徴を要求した。自由党は一方で「積極手段」を主張したからといって、政府の増税案を呑み、もう一つの看板である「民力休養」のスローガンを一挙に降ろすことは選挙民の手前できなかった。妥協の名義が塞がれた状態となり、第一回帝國議會以来の対立をくりかえした。民党は予算委員会で政府予算総額の一割一分を削減、これを可決した。政府の拒否に対して自発的に五日間休会し、休会明けに内閣彈劾上奏案を提出した。政府はやむなく十五日間の停会を命じたが、再開議會で民党はこの上奏案を可決した。政府は窮余の妥協策を詔勅にもとめた。詔勅の内容は政府と議會の和衷協同を希望し、今後六年間内廷費から三十万円を支出し、文武官僚は同じ期間俸給の十分の一を献納して製艦費の一部にあてるといふものであった。軍備擴張の手段としての「政費節

減」であつて決して「民力休養」のためではなかつた。しかし、「政費節減」の名義を得た自由党は妥協の道を選んだ。

こうした政府と議会の妥協が成立し、審議が軌道にのつた直後、一八九三（明治二十六）年二月十五日神奈川県会議長水島保太郎他三十七名の県会議員は内海忠勝県知事の罷免をもとめる陳情書を携えて各大臣を訪問した。大臣は不在で陳情は思うにまかせなかつた。そのため佐藤政吉、岡部芳太郎、井上吉之助、土方房五郎、木崎雄蔵、長谷川豊吉、鈴木稻之輔の七名を委員として、内務大臣に面会すべく府下に滞在することになった。こうして知事罷免の陳情に奔走しているさなか、二月十八日三多摩郡移管の法律案が突如として提出されたのであつた。

自由党は即座に芝公園にある事務所で総会を開き同法案に対する絶対反対を声明した。しかし、自由党の首脳部はこの法案を全党の問題としては受けとめていなかつた。議会閉会後、『党報』第三十二号に掲載された「第四議会代議士報告書」にはただの一行も同法案にふれていないことがそれをよく証明していた。議会閉会直後星亨は次のように述べていた。

院内に於て自由党が百五十人の国会議員を持つて居らぬと云ふのは選挙干渉の結果である。故に我國の国会に於て自由党は少数なりと雖も我國全体に於ては自由党は多数なりと謂はなければならぬ。故に決して他の党派などを頼むに及ばぬのである。自由党一党あれば沢山である（『党報』三三三号）。

民党連合の解消、単独過半数政党的実現が星のねらいであつた（板野潤治『明治憲法体制の確立』）。そのために「積極政策」を掲げ選挙民の関心を引き、政府と妥協の道を選んだのであつた。星亨ら自由党の首脳にとって三多摩郡移管法案は自由党の党勢削減としてのみ重要であつた。たしかに星傘下の『自由新聞』は三多摩郡移管反対の論陣を連日はつた。しかしこれは、反対を唱へることで名義上の正当性を維持し、反対運動の力を自由党の党勢拡張に徹底的に利用するためであつた。移管後の府會議員選挙、高座郡の県會議員選挙にそれはいかんなく発揮された。

改進黨の首脳部、就中民党連合運動の推進者である島田三郎や肥塚龍らは、民党連合をつぶしにかかった星亨に激しく反発し、第四回議会のさなか、名指しで星を非難、攻撃した。この星は自由党積極論者に対する反発がかえって三多摩移管法案の政治的性格を見失わせることになった。「民力休養」、「政費節減」、「藩閥内閣打倒」を主張し、政府に徹底抗議していた改進黨の方針からすれば、突如として会期末に提出された三多摩郡移管法案が一切民意を問わず秘密裡に作成された、その背後に、選挙干渉を推進した知事罷免要求運動に対する報復という政治的性格を読みとり、星亨は自由党積極論者に同法に対する正統性の名義を与えぬことが本来的な態度であった。しかし星とその傘下の三多摩自由党に対する反発が、同法の本質を見失わせ、同法に賛成することになり、県内改進黨にあって民党の合同運動に反対した行動をとった高座郡の改進黨や、改進黨が吏党として攻撃してやまなかつた北多摩郡の吉野泰三ら国民協会のメンバーと無原則的に結びつき、かえって県内における民党連合の基盤を失うことになったのである。

賛成派の運動

三多摩郡移管に関する法案が特別委員会に附託されたのは二月二十一日であった。この前日東京府知事富田鉄之助は市会散会后、各議員を集め同法の説明をし、又府會議員にも招集状を發し、翌二十一日府會議員にも同法の趣旨を説明した。この知事の要請をうけた市會議員は運動委員として楠本正隆、山中隣之助、中島又五郎、今村清之助、仁杉英、今井兼輔、佐久間貞一、青木金七の八名を選び、又各区ごとに運動委員が設けられた。府知事、区長、議員等一体となって衆議院議員、各政党への働きかけを行い、さながら府庁が賛成派の本部の様相を呈した。

神奈川県はこの東京府の動きにびったりと歩調をあわせた。二十二日、二月一日の県會議員選挙で自由派に破れ、その選挙のやり直しを要求していた高座郡改進黨の菊池小兵衛、川井考策は、橘樹郡の飯田彰重らと共に府庁を訪ね、府會議員と運動方法を協議し、その足で衆議院の特別委員への働きかけを行い、翌二十三日には貴・衆両院へ請願書を提出した。こ